

○総務省令第二十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第四号(3)中「五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHz」を「五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下」に改め、同号(4)を次のように改める。

(4) 五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数（上空にあつては、航空機内で運用する場合に限る。）

第六条第四項第四号(5)を同号(6)とし、同号(4)の次に次のように加える。

(5) 五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数（屋内その

他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二十第三号中「五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備」を「五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの」に、「総務大臣が別に告示する場所」を「施行規則第六条第四項第四号(3)の告示で定める場所」に改め、同号ヲ中「ルまで」を「ヲまで」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ル(1)から(4)までを次のように改める。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

(一) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の無線設備

基準チャンネル	周波数帯	基準チャンネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、一四〇MHz以上	五、一四〇MHz以上	九八MHz以上	二・五マイクロワット以下
	五、一四二MHz以下	一〇〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、一四二MHzを超え	五、一四二MHzを超え	九〇MHz以上	一五マイクロワット以下
	五、一五〇MHz以下	九八MHz未満	一五マイクロワット以下
五、二五〇MHz以上	五、二五〇MHz以上	一〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
	五、二五一MHz未満	一一MHz未満	$10^{-1-(f-9)}$ ミリワット
五、二五一MHz以上	五、二五一MHz以上	一一MHz以上	次に掲げる式による値以下
	五、二六〇MHz未満	二〇MHz未満	$10^{-1-(8/90)(f-11)}$ ミリワット
五、二六〇MHz以上	五、二六〇MHz以上	二〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
	五、二六六・七MHz未満	二六・七MHz未満	$10^{-1.8-(6/50)(f-20)}$ ミリワット

(二) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の無線設備

基準チャンネル		周波数帯		基準チャンネルからの 差の周波数 (f)		一MHzの帯域幅における等価等 方輻射電力	
五、一八〇MHz		五、一三五MHz以上	五、一四二MHz以下	三八MHz以上	四五MHz以下	二・五マイクロワット以下	
五、一八〇MHz		五、一四二MHzを超え	五、一五〇MHz以下	三〇MHz以上	三八MHz未満	一五マイクロワット以下	
五、一八〇MHz		五、二五〇MHz以上	五、二五一MHz未満	一〇MHz以上	一一MHz未満	次に掲げる式による値以下	
五、一八〇MHz		五、二五一MHz以上	五、二六〇MHz未満	一一MHz以上	二〇MHz未満	$10^{-1-(f-9)}$ ミリワット	
五、一八〇MHz		五、二六〇MHz以上	五、二六六・七MHz未満	二〇MHz以上	二六・七MHz未満	次に掲げる式による値以下	
五、一八〇MHz		五、二六六・七MHz未満		二六・七MHz未満		$10^{-1.8-(6/50)(f-20)}$ ミリワット	

五、 三二〇 MHz	五、 二六〇 MHz	五、 二六六・七MHz以上	二六・七MHz以上	二・五マイクロワット以下
		五、 三六五MHz以下	一二五MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、 三五〇MHz以上	五、 二四〇MHzを超え	五、 一三五MHz以上	二六・七MHz以上	二・五マイクロワット以下
		五、 二四九MHz以下	一一MHz以上	次に掲げる式による値以下
五、 三六五MHz以下	五、 二四〇MHz以下	五、 二四九MHzを超え	一一MHz以上	次に掲げる式による値以下
		五、 二四九MHz以下	二〇MHz未満	$10^{-1-(8/90)}(F-11)$ ミリワット
五、 三六五MHz以下	五、 二四〇MHz以下	五、 二四九MHzを超え	一一MHz以上	次に掲げる式による値以下
		五、 二四九MHz以下	二六・七MHz未満	$10^{-1-8-(6/50)}(F-20)$ ミリワット
五、 三六五MHz以下	五、 二四〇MHz以下	五、 二四九MHzを超え	一一MHz以上	次に掲げる式による値以下
		五、 二四九MHz以下	二〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
五、 三六五MHz以下	五、 二四〇MHz以下	五、 二四九MHzを超え	二六・七MHz以上	二・五マイクロワット以下
		五、 二四九MHz以下	一二五MHz以下	二・五マイクロワット以下

注 fの単位は、MHzとする。

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

基準チャンネル		周波数帯		基準チャンネルからの 差の周波数 (f)		一MHzの帯域幅における等価等方 輻射電力	
五、一九〇MHz		五、一〇〇MHz以上	四八・四MHz以上	二・五マイクロワット以下	次に掲げる式による値以下		テ
		五、一四一・六MHz以下	九〇MHz以下	二・五マイクロワット以下			
五、一三三〇MHz		五、一四一・六MHzを超え	四〇MHz以上	一五マイクロワット以下	次に掲げる式による値以下		テ
		五、一五〇MHz以下	四八・四MHz未満	一五マイクロワット以下			
		五、二五〇MHz以上	二〇MHz以上	次に掲げる式による値以下			
		五、二五一MHz未満	二一MHz未満	$10^{-(f-20)+1\log(1/2)}$ ミリワット			
五、二七〇MHz未満		五、二五一MHz以上	二一MHz以上	次に掲げる式による値以下	次に掲げる式による値以下		テ
		五、二七〇MHz未満	四〇MHz未満	$10^{-(8/190)(f-21)-1+1\log(1/2)}$ ミリワット			
五、二七〇MHz以上		四〇MHz以上	四〇MHz以上	次に掲げる式による値以下	次に掲げる式による値以下		テ

五、三二〇MHz	五、二四九MHzを超え	二〇MHz以上	テ 次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-20)+10g(1/2)}$ ミリワット
	五、二五〇MHz以下	二一MHz未満	
	五、三五〇MHz以上	四〇MHz以上	
	五、三五八・四MHz未満	四八・四MHz未満	
五、三三八・四MHz以上	五、四〇〇MHz以下	九〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
	五、三三八・四MHz以上	四八・四MHz以上	二・五マイクロワット以下
	五、三三八・四MHz以上	四八・四MHz未満	一五マイクロワット以下

注 fの単位は、MHzとする。

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

基準チャンネル	周波数帯	基準チャンネルからの 差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方 輻射電力
五、〇二〇MHz以上	五、〇二〇MHz以上	八六・八MHz以上	二・五マイクロワット以下
五、一二三・二MHz以下	五、一二三・二MHz以下	一九〇MHz以下	二・五マイクロワット以下

五、二九〇MHz		
五、二〇三・三MHz以下	二七〇MHz以下	
五、二〇三・三MHzを超え	八〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
五、二一〇MHz以下	八六・七MHz未満	$10^{-(3/100)(f-80)-1.8+10\log(1/4)}$ ミリワット
五、二一〇MHzを超え	四一MHz以上	次に掲げる式による値以下
五、二四九MHz以下	八〇MHz未満	$10^{-(8/390)(f-41)-1+10\log(1/4)}$ ミリワット
五、二四九MHzを超え	四〇MHz以上	ト
五、二五〇MHz以下	四一MHz未満	次に掲げる式による値以下
五、三五〇MHz以上	六〇MHz以上	$10^{-(f-40)+10\log(1/4)}$ ミリワット
五、三七六・八MHz未満	八六・八MHz未満	一五マイクロワット以下
五、三七六・八MHz以上	八六・八MHz以上	
五、四八〇MHz以下	一九〇MHz以下	二・五マイクロワット以下

注 fの単位は、MHzとする。

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

基準チャンネル		周波数帯		基準チャンネルからの 差の周波数 (f)		輻射電力	
五、二五〇MHz		四、九一六MHz以上	一五〇・四MHz以上	一MHzの帯域幅における等価等方	二・五マイクロワット以下		輻射電力
		五、〇九九・六MHz以下	三三四MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方			
		五、〇九九・六MHzを超え	一〇〇MHz以上	一MHzの帯域幅における等価等方			
		五、一五〇MHz以下	一五〇・四MHz未満	一五マイクロワット以下			
五、三五〇MHz以上		五、四〇〇・四MHz未満	一五〇・四MHz未満	一五マイクロワット以下	二・五マイクロワット以下		輻射電力
		五、四〇〇・四MHz以上	一五〇・四MHz以上	一五マイクロワット以下			
		五、五八四MHz以下	三三四MHz以下	一五マイクロワット以下			

注 fの単位は、MHzとする。

第四十九条の二十第三号ルを同号ヲとし、同号又(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(ハ)九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(ハ)九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(ハ)一九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

第四十九条の二十第三号又に次のように加える。

(4) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の(ハ)三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬

送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

第四十九条の二十第三号又を同号ルとし、同号リ中「スペクトル拡散方式」を「直接拡散方式」を「直接拡散方式」を使用するスペクトル拡散方式」に改め、同号リ(1)中「直接拡散方式であつて、その」及び「であること。」を削り、同号リ(2)中「直接拡散方式であつて、」及び「であること。」を削り、同号リを同号又とし、同号チを同号リとし、同号ト(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

(一) 五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHzの周波数の電波を使用すると

き

一〇ミリワット以下

(二) 五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用すると

き

一〇ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、五ミリワット以下）

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

(一) 五、一九〇MHz又は五、二三〇MHzの周波数の電波を使用するとき
五ミリワット以下

(二) 五、二七〇MHz又は五、三一〇MHzの周波数の電波を使用するとき

五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、二・五ミリワット以下）

第四十九条の二十第三号トに次のように加える。

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

(一) 五、二一〇MHzの周波数の電波を使用するとき
二・五ミリワット以下

(二) 五、二九〇MHzの周波数の電波を使用するとき

二・五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、一・二五ミリワット以下）

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

第四十九条の二十第三号トを同号チとし、同号へ(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置

一 MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用する送信装置

一〇ミリワット以下

(3) 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

一 MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(二) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

(四) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

第四十九条の二十第三号へを同号トとし、同号ホを同号へとし、同号ニ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

毎秒二〇メガビット以上

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

毎秒四〇メガビット以上

第四十九条の二十第三号ニに次のように加える。

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

毎秒八〇メガビット以上

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

毎秒一六〇メガビット以上

第四十九条の二十第三号ニを同号ホとし、同号ハ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合に限る。）

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式

（いずれも占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合に限る。）

第四十九条の二十第三号ハに次のように加える。

(3) 直交周波数分割多重方式

第四十九条の二十第三号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、

五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHz

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

五、一九〇MHz、五、二三〇MHz、五、二七〇MHz又は五、三一〇MHz

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

五、二一〇MHz又は五、二九〇MHz

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

五、二五〇MHz

第四十九条の二十第四号を同条第六号とし、同条第三号の二中「五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz」を「五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下」に、「で運用する無線局（航空機内で運用するものを除く。）が使用するものを除く」を「にあつては、航空機内で運用する場合に限る」に改め、同号のイ中「ホ、チ及びリ」を「へ、リ及びヌ」に改め、同号のチ中「トまで」を「チまで」に改め、同号のチを同号のリとし、同号のト(1)中「五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、

五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する」を「占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の」に改め、同(1)(一)及び(二)中「場合」を「とき」に改め、同ト(2)中「五、五一〇MHz、五、五五〇MHz、五、五九〇MHz、五、六三〇MHz又は五、六七〇MHzの周波数の電波を使用する」を「占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の」に改め、同号のトに次のように加える。

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、三四〇MHz以上五、四六〇MHz以下	一一・五マイクロワット以下
五、四六〇MHzを超え五、四六九・五MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、四六九・五MHzを超え五、四七〇MHz以下	五一・二マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、八〇〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力

五、二三六MHz以上五、四一九・六MHz以下	一一・五マイクロワット以下
五、四一九・六MHzを超え五、四七〇MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、九〇四MHz以下	一一・五マイクロワット以下

第四十九条の二十第三号の二のトを同号のチとし、同号のへ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(ト)九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下のとき

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(ト)九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のとき

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(ト)一九MHzの帯域内に輻射される平

均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下のとき

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の(十)三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、

搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

第四十九条の二十第三号の二のへを同号のトとし、同号のホ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

五〇ミリワット以下(一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具

備しない場合にあつては、二五ミリワット以下)

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

二五ミリワット以下(一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具

備しない場合にあつては、一二・五ミリワット以下)

第四十九条の二十第三号の二のホに次のように加える。

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一二・五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、六・二五ミリワット以下）

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

六・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、三・一二五ミリワット以下）

第四十九条の二十第三号の二のホを同号のへとし、同号の二(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置

一 MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用する送信装置

一〇ミリワット以下

(3) 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

(四) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

第四十九条の二十第三号の二の二を同号のホとし、同号のハ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

毎秒二〇メガビット以上

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

毎秒四〇メガビット以上

第四十九条の二十第三号の二のハに次のように加える。

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

毎秒八〇メガビット以上

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

毎秒一六〇メガビット以上

第四十九条の二十第三号の二のハを同号のニとし、同号のロ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合に限る）。

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合に限る。）

第四十九条の二十第三号の二のロに次のように加える。

(3) 直交周波数分割多重方式

第四十九条の二十第三号の二のロを同号のハとし、同号のイの次に次のように加える。

ロ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、六〇〇MHz、
五、六二〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

五、五一〇MHz、五、五五〇MHz、五、五九〇MHz、五、六三〇MHz又は五、六七〇MHz

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

五、五三〇MHz又は五、六一〇MHz

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

五、五七〇MHz

第四十九条の二十第三号の二を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時

に使用するもの（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号(5)の告示で定める場所において使用する場合に限る。）

イ 第三号イ、ロ、へ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

ロ 占有周波数帯幅は、三八MHzを超え七八MHz以下であること。

ハ 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

ニ 信号伝送速度は、毎秒一六〇メガビット以上であること。

ホ 送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。

ヘ 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二一〇MHzの周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下

(2) その他の周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

ト 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の（ハ）三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送

波の平均電力より二五デシベル以上低い値

チ 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二一〇MHz及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャンネル	周波数帯	基準チャンネルからの 差の周波数 (f)	輻射電力
五、二一〇MHz	五、〇二〇MHz以上	七五・二MHz以上	二・五マイクロワット以下
	五、一三四・八MHz以下	一九〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下
	五、一三四・八MHzを超え	六〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
	五、一五〇MHz以下	七五・二MHz未満	次に掲げる式による値以下
五、二一〇MHz	五、二五〇MHz以上	四〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
	五、二五一MHz未満	四一MHz未満	次に掲げる式による値以下
五、二一〇MHz	五、二五一MHz以上	四一MHz以上	次に掲げる式による値以下
	五、二八五・二MHz未満	七五・二MHz未満	次に掲げる式による値以下

五、 六一〇 MHz	五、 五三〇 MHz			
五、 八〇〇MHz以下	五、 四七〇MHz以下	五、 三七〇MHz未 満	五、 二八五・二MHz以上	
五、 七二五MHz以上	五、 四五四・八MHzを超え	五、 三七〇MHz以上	七五・二MHz以上	
一 九〇MHz以下	七五・二MHz未 満	一六〇MHz未 満	一六〇MHz以下	
一 一五MHz以上	六〇MHz以上	七五・二MHz以上	二・五マイクロワット以下	
一 五マイクロワット以下	一 五マイクロワット以下	二・五マイクロワット以下	二・五マイクロワット以下	ア

注 fの単位は、MHzとする。

(2) 五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャンネル	周波数帯	基準チャンネルからの 差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方 輻射電力
---------	------	-------------------------	--------------------------

五、 五三〇 MHz			五、 二九〇 MHz	
	五、 四一〇MHz以上 五、 四五四・八MHz以下	五、 四一〇MHz未満	五、 三六五・二MHz以上 五、 三六五・二MHz未満	五、 三五〇MHz以上 五、 三六五・二MHz未満
	七五・二MHz以上 一二〇MHz未満	七五・二MHz以上 一二〇MHz未満	七五・二MHz未満	六〇MHz以上 四一MHz未満
	二・五マイクロワット以下	二・五マイクロワット以下	一五マイクロワット以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-40)+\log(1/8)}$ ミリワット
				次に掲げる式による値以下 $10^{-(8/390)(f-41)-1+\log(1/8)}$ ミリワット
				二・五マイクロワット以下

	五、四五四・八MHzを超え	六〇MHz以上	一五マイクロワット以下
	五、四七〇MHz以下	七五・二MHz未満	
五、六一〇MHz	五、七二五MHz以上	一一五MHz以上	一五マイクロワット以下
	五、八〇〇MHz以下	一九〇MHz以下	

注 fの単位は、MHzとする。

リ イからチまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

別表第一号の表八の項無線局の欄6(1)を次のように改める。

(1) 5, 150MHzを超え5, 350MHz以下又は5, 470MHzを超え5, 725MHz以下の周波数の電波を使用するもの

別表第二号第30の2及び3を次のように改める。

2 5, 150MHzを超え5, 350MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が19MHz以下のものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの 19M

H z

- (2) 占有周波数帯幅が19MHz 以下のものであつて、(1)以外のもの 18MHz
 - (3) 占有周波数帯幅が19MHz を超え38MHz 以下のもの 38MHz
 - (4) 占有周波数帯幅が38MHz を超え78MHz 以下のもの 78MHz
 - (5) 占有周波数帯幅が78MHz を超え158MHz 以下のもの 158MHz
- 3 5, 470MHz を超え5, 725MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

- (1) 占有周波数帯幅が19.7MHz 以下のもの 19.7MHz
- (2) 占有周波数帯幅が19.7MHz を超え38MHz 以下のもの 38MHz
- (3) 占有周波数帯幅が38MHz を超え78MHz 以下のもの 78MHz
- (4) 占有周波数帯幅が78MHz を超え158MHz 以下のもの 158MHz

別表第三の四「5, 180MHz、5, 190MHz、5, 200MHz、5, 220MHz、5, 230MHz、5, 240MHz

、5, 260MHz、5, 270MHz、5, 280MHz、5, 300MHz、5, 310MHz、5, 320MHz、5, 500MHz、5, 510MHz、5, 520MHz、5, 540MHz、5, 550MHz、5, 560MHz、5, 580MHz、5, 590MHz、5, 60

0MHz、5,620MHz、5,630MHz、5,640MHz、5,660MHz、5,670MHz、5,680MHz又は5,700MHz」や「5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下」に該当せず、(イ)や(ロ)の次に次のように加える。

(3) 5,210MHz又は5,290MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,020MHz未満及び5,480MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

(4) 5,250MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
4,916MHz未満及び5,584MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

別表第三号29に次のように加える。

(7) 5,530MHz z 又は5,610MHz z の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,340MHz z 未満及び5,800MHz z を超えるもの	任意の1MHz z の帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下

(8) 5,570MHz z の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,236MHz z 未満及び5,904MHz z を超えるもの	任意の1MHz z の帯域幅における平均電力が2.5 μ W以下

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十九号の三中「五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三

〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する」を「設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている」に改め、同項第十九号の三の二中「五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する」を「設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十九の三の三 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備

第二条第一項第十九号の四中「第四十九条の二十第四号」を「第四十九条の二十第六号」に改める。

一 第 条 二 第

一 第 条 二 第

一 第 条 二 第

○	○	○	○	備設線無の二の三の号九十第項
---	---	---	---	----------------

○	○	○	○	備設線無の二の三の号九十第項
○	○	○	○	備設線無の三の三の号九十第項

別表第一号一(3)アの表中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

に改める。

						○		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

						○		
						○		

別表第一号第三注12④中 「5, 180MHz、5, 190MHz、5, 200MHz、5, 220MHz、5, 230MHz、5, 240MHz、5, 260MHz、5, 270MHz、5, 280MHz、5, 300MHz、5, 310MHz 又は5, 320MHz」を「5, 150MHzを超え5, 350MHz以下」に改定し、同注2⑤中 「5, 260MHz、5, 270MHz、5, 280MHz、5, 300MHz、5, 310MHz、5, 320MHz、5, 330MHz、5, 340MHz、5, 350MHz、5, 360MHz、5, 370MHz、5, 380MHz、5, 390MHz、5, 400MHz、5, 410MHz、5, 420MHz、5, 430MHz、5, 440MHz、5, 450MHz、5, 460MHz、5, 470MHz、5, 480MHz、5, 490MHz、5, 500MHz、5, 510MHz、5, 520MHz、5, 540MHz、5, 550MHz、5, 560MHz、5, 580MHz、5, 590MHz、5, 600MHz、5, 620MHz、5, 630MHz、5, 640MHz、5, 660MHz、5, 670MHz、5, 680MHz 又は5, 700MHz」を「5, 250MHz以上5, 350MHz以下

又は5,470MHzを超え5,725MHz以下」に改める。

様式第7号注4の表中

第2条第1項第19号の3の2に掲げる無線設備

YW

を

第2条第1項第19号の3の2に掲げる無線設備	YW
第2条第1項第19号の3の3に掲げる無線設備	HS

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。